ハラスメント相談窓口について
TaMon - 多聞 -

【ご相談前に必ずご確認ください】
「TaMon - 多聞 -」相談窓口の役割

- 第三者窓口なので、中立的な立場でご相談をお聞きし、法人へご報告をさせていただきます。法人へお伝えする内容は、しっかり相談者様に確認させていただき、相談者様のご意向に沿った対応をさせていただきます。

- 法人に対して直接は言いづらいお話や匿名で言いたいことなども相談者様から「TaMon-多聞-」へお伝えいただき、「TaMon-多聞-」から法人へ伝えるというお取次ぎの役割もさせていただきますので、匿名のご相談もお受けいたします。

- 「TaMon-多聞-」が主導して問題解決を図ることはございません。
「TaMon-多聞-」からの報告を踏まえての対応やご判断は法人が行うものとなります。

- 「TaMon-多聞-」は在籍されている方向けの窓口となります。退職された方からのご相談は受け付けておりません。ご相談受付時点では在籍されていても、その後事案完了前に退職された場合、退職後は、相談者様とTaMon-多聞-とのやり取りはできかねますので、ご了承ください。

相談してほしいハラスメント行為（１）

- **身体的な攻撃**

・殴打、足蹴りを行う。相手に物を投げつける。



- **精神的な攻撃**

・人格を否定するような言動を行う。必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。他の労働者の前で、大声で威圧的な叱責を繰り返し行う。



相談してほしいハラスメント行為（２）

- **人間関係からの切り離し**

・特定の労働者を仕事から外し、長時間別室に隔離する。１人の労働者に対し、同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。



- **過大な要求**

・新入職員に必要な教育を行わないまま、到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し、厳しく叱責する。業務とは関係のない私用な雑用の処理を強制的に行わせる。



相談してほしいハラスメント行為（３）

- **過小な要求**

・管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。気に入らない労働者に対する嫌がらせのために仕事を与えない。



- **個の侵害**

・労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする。労働者の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の労働者に暴露する。



窓口にて相談できないもの

- 規定違反（不正に関すること）の内部通報

例：横領、書類の改ざん、賞味期限の改ざんなど

- メンタルヘルスケア対応

ご相談方法　相談窓口「TaMon-多聞-」

運営会社：株式会社TMコミュニティー

★~~相談受付時間：月～金10:00～18:00（祝日・年末年始除く）~~

※ご相談フォームは24時間ご入力可能ですが、お時間によって翌営業日の返信の可能性もございます。

←ご相談フォーム



①上記二次元バーコード、または下記ご相談フォームのURLからご入力ください。
https://member.tamon-soudan.jp/

②窓口担当者より、ご入力いただいたメールアドレス宛に返信いたします。
※迷惑メールの対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合がございます。
「member@tamon-soudan.jp」を受信できるように設定お願いいたします。
最初のご連絡は「member@tamon-soudan.jp」へのメール送信ではなく
①の二次元バーコードまたはURLからのご入力をお願いいたします。

③相談者同意の上、必要に応じて法人内でのヒアリング・是正を行います。

ご相談内容について

- 匿名でのご相談も可能です。
- 外部窓口のため、同意なしに法人内担当者に知られてしまう心配はありません。
- 「TaMon-多聞-」から法人にお送りする報告書の送付先は、法人の指定送付先であり、
 相談者様へお伝えできず、送付先の指定もできません。
- 当社相談員が、ご相談者様の言動から自傷他害の恐れが高く緊急性も高いと認めた場合、
 ご相談者様の開示可否の意向に関わらず、ご相談者様及び他者の生命身体の安全を優先し、
 契約企業および然るべき公的機関へ内容開示を行う場合がございますので、
 あらかじめご了承ください。

ハラスメント行為をするとどうなるか

詳しくは、勤務先の就業規則、ハラスメント防止に関する規定をご確認ください。

- ハラスメント行為を行った場合、就業規則、ハラスメント防止に関する規定をもとに、けん責、減給、出勤停止又は降格などの懲戒処分となる可能性があります。ハラスメント行為が悪質と認められる場合は、懲戒解雇も可能性があります。

- ハラスメントの認識がなく、気づかずにハラスメントをしてしまう可能性もあります。まずはハラスメントについて学びましょう！

【動画で学ぶハラスメント（厚生労働省）】

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/movie/index